

総社市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第31号

総社市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

総社市長長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年総社市条例第62号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定により、翌年度以降にわたって締結することができる契約（以下「長期継続契約」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約の対象）

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- （1）事務機器（ソフトウェアを含む。）その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的である契約及びこれに付随する維持管理に関する契約
- （2）施設の維持管理に係る契約その他の経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり契約を締結する必要があると認められる契約

（契約期間）

第3条 長期継続契約の締結に当たっては、契約の内容に応じて、適切な契約期間を設定しなければならない。

（その他）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。